



## 肯定平叙文におけるcanの認識的用法の発達

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2008-05-21 キーワード: 作成者: 佐藤, 吉文 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00004902">https://doi.org/10.32150/00004902</a>

## 肯定平叙文におけるcanの認識的用法の発達

佐藤 吉文

北海道教育大学札幌校異文化コミュニケーション研究室（国際理解教育課程）

### The Development of Affirmative Sentences with Epistemic “can”

Yoshifumi SATO

Department of Global Education, Sapporo Campus, Hokkaido University of Education

#### はじめに

本論は、従来から存在しないとされてきた法助動詞canの肯定平叙文における認識的用法の存在とその発達について論じていく。法助動詞は、用法上、認識的用法と根源的用法とに二分類する場合と、認識的用法・義務的用法・動的用法とに三分類する場合とがある。いずれの分類方法を採用しても、肯定平叙文におけるcanは認識的用法としての機能は持っておらず、認識的に機能するためには、canの代わりにmayに置き換えなければならないとするのがこれまでの一般的な研究結果である。しかし、一般に認められている定義である「命題に対する蓋然性の査定」という認識的用法の基本概念からcanを検証していくとき、肯定平叙文であっても、canの認識的用法が観察される場合がある。本論では、肯定平叙文におけるcanの認識的用法の存在を「可能性 (possibility)」、 「文法化 (grammaticization)」、 「同質の法性を表現する文副詞との共起関係」という三つの観点から証明していきたい。

#### 1 法助動詞 may/must/will の分類とcanとの比較

法助動詞の種類は、一般に認識的用法と根源的用法 (root) の2つに分類されるか、認識的用法 (epistemic) ・義務的用法 (deontic) ・動的用法 (dynamic) の3つに分類されるかのいずれかである。たとえば、認識的用法と根源的用法とに2分する立場をとる Coates (1983) や澤田 (1995) らと、認識的用法、義務的用法、動的用法とに3分する立場をとる Palmer (1990) や中野 (1993) らとに分かれているが、本論の議論上において2分法をとるか3分法をとるかは重要でない。なぜなら、canの認識的用法に着目していくとき、残りの用法は非認識的用法という用語で一括できると考えるからである。さらに、通事的な観点から法助動詞を見ると、Coates (1983) や澤田 (1995) らと Bybee (1988) の根源的用法 (root) という用語の使用上の意味には微妙な違いが見られる。前者は根源的用法 (root) を非認識的用法の意でとらえ、後者はその法助動詞の元来の意味でとらえている。従って、前者は根源的用法 (root) は元来の意味から発達してきた義務的用法も一括してしまっている。澤田 (1995) は多くの研究者同様、「根源的用法は主語・話し手の有する能力・義務・必要・意志・許可といった意味を持つものであり、認識的用法とはある出来事の可能性の度合いを査定するもの」と言っているだけで、その分類の根拠を示していない。Lyons (1977) は、法性が、認識的用法・義務的用法・動的用法と分類しながらも、may/can/must/willの例では、mayは認識的用法と義務的用法に、canは義務的用法と動的用法とに分類されるという論理を展開している。

	<i>Epistemic</i>	<i>Deontic</i>	<i>Dynamic</i>
<i>Possibility</i>	may	may/can	can
<i>Necessity</i>	must	must	
?	will	shall	will

本論では、認識的用法 (epistemic) と非認識的用法 (non-epistemic) の 2 分類法で議論を進めて行くが、基本的には、非認識的用法をさらに 2 分した後者の 3 分類法の立場である認識的用法 (epistemic) ・義務的用法 (deontic) ・動的用法 (dynamic) の分類法を支持する。なぜなら、歴史的に見て法助動詞は、Bybee (1988) が指摘するように、法助動詞は「文法化」においてよく見られる意味的变化を経てきているからである。この発達過程において、根源的な意味を持つ動的用法が義務的用法と認識的用法へと意味を多様化させてきた点から考えると、現代英語においては、3 分類として考えた方がより適切であるからである。また、根源的用法とは、法助動詞が元来持っていた意味を表すものであり、現代にいたるまでの意味の多様化をとらえるには不十分な用語だと考える。従って、2 分類法をとるなら、認識的用法 (epistemic) と非認識的用法 (non-epistemic) とに分類すべきである。本論中において、他からの引用で使用している“根源的用法”または“root”とという用語は、本論で言う非認識的用法 (non-epistemic) の意で使用されていることもここに付記しておく。いずれの分類方法においても変わらないのは法性の基本概念である。それらのいずれの基本概念も possibility (可能性, 可能) と necessity (必然性, 必要) であることに着目して議論を進めていきたい。

## 2 法助動詞canの肯定平叙文における認識的用法

認識的法助動詞の基本概念の一つである possibility は、さらに epistemic possibility と non-epistemic possibility とに下位分類される。法助動詞 may と can について考えるなら、1a・1b・1c に示すように、epistemic possibility は主に may が司り、non-epistemic possibility については can が司ることは、Table 1 に見られるような Coates (1995) の統計的数値からも明らかである。

Table 1 (Coates 1995 : 61). The use of *can* and *may* in contemporary spoken English

<i>can</i> : Root Possibility	129	<i>may</i> : Epistemic possibility	147
Ability	41	Permission	32
Permission	10	Root Possibility	7
Undecidable	20	Valediction	1
		Undecidable	13
TOTAL	200	TOTAL	200

- 1a You *may* be right. (認識的用法) 柏野 1993  
 1b \*You *can* be right. 柏野 1993  
 1c I *can* get there in 10 minutes. (非認識的用法) Informants 1997

当然の現象として、非断定的文脈においては、canも認識的用法が存在することは多くの研究が認めている（中野 1993, 柏野 1993）が、肯定平叙文の存在については多くの研究において否定されている。たとえば、Palmer (1990)・Leech & Coates (1980)・Sweetser (1990)・Huddleston (1976)・中野 (1993) ともcanの肯定平叙文には認識的用法は認められないとしている。

ところが最近になってCoates (1995: 64) は、アメリカ英語の口語において、肯定平叙文におけるcanの用法が発達しつつあることを認めはじめるといったような興味深い提案をしているので次に引用する。

- all the other modal auxiliaries in English express both root and epistemic meaning.
- it seems to be the case that epistemic meaning derive from earlier, root meanings (Traugott 1989: 59) .
- the evidence from child acquisition research is suggestive: children develop deontic meaning much earlier than epistemic meaning (Stephany 1986).
- the occurrence of merger with examples of may illustrates the fuzziness of the root/epistemic boundary in the expression of possibility.
- root and epistemic possibility are only weakly distinguished.

これらの提案は、本論が証明していこうとしているcanの肯定平叙文における認識的用法の存在を指示する結果となっている。

ここで、canの肯定平叙文における認識的用法の存在を論じる前に、認識的用法の解釈について概観してみたい。Lyons (1977) は、認識的法性は「事柄の知識や信念に関すること (concerned with matters of knowledge or belief)」を述べ、義務的用法は、「道徳的に責任を持つ行為者によって成される行為の可能性にに対する必然性に関すること (concerned with the necessity of possibility of acts performed by morally responsible agents)」を述べるとしている。Palmer (1990) は、認識的用法を「基本的には、命題が真であるかについての判断をする (essentially making a judgment about the truth of the proposition) もの」とし、義務的用法を「あることがらの状態や行為に影響を与える他の状況 (the other being concerned with influence actions, stated of events) に関する」ことを表現するものとしている。また、認識的法性の分析に関する限り、その基本概念は、必然性ではなく、可能性が基本であるとしている。そして、義務的法助動詞は、義務・許可・禁止を表すために用いられ、通常、話者が義務・許可・禁止を与えるという点で、認識的法性同様に主観的であるとしている。また、認識的用法にも義務的用法にも属さないものを動的用法としている。また、可能性 (possibility) については、認識的用法は「It is possible that...」に、義務的用法は「It is possible for...」に書き換えられるとしている。Coates (1983) は、認識的法性は話し手の想定または可能性に関する話し手の査定を表すものであり、表された命題の真実性に対する話し手の自信または自信のなさを表明する場合がほとんどであるとしている。

Lyons (1977: 802) が指摘するとおりの、英語の認識的法性の基本概念は、必然性 (necessity) という概念よりも可能性 (possibility) である (in English at least, possibility, rather than necessity, should be taken as primitive in the analysis of epistemic modality) と考えるべきである。この指摘は、Palmer (1979a) が認識的用法は「It is possible that...」に、義務的用法は「It is possible for...」に書き換えられる、としたテストが一般化していることからもうなずける。先に述べたように、非断定的文脈においては、法助動詞canの認識的用法が存在することは多くの研究が認めているが、肯定平叙文の法助動詞canにおける認識的用法

は、一般に認知されていない。しかし、肯定平叙文に用いられたcanの文例の中には、it is possible thatでパラフレーズされる例を見つけることができる。たとえば、2aは2bに書き換えられる。

2a Buying a sandwich at a convenience store can sometimes be an adventure.

MANGAJIN No 69 - Convenience Stores, p. 12

2b It is possible that you will find buying a sandwich at a convenience store to be an adventure.

Informants 1997

この事実は、2aにおけるcanが認識的用法を表していることを示していることに他ならない。また、2aは3とも非常に近い意味を示していることから認識的用法である可能性が非常に高いと言える。

3 Buying a sandwich at a convenience store might be an adventure.

Informants 1997

it is possible thatでパラフレーズできる肯定平叙文の認識的用法のcanの存在については、柏野（1993）においても存在が確認されている。柏野（1993）は、可能性をoccasionに基づいてgeneral possibility (in general/on some occasions) とspecific possibility (one specific occasion) に分類している。その上で、次の4・5・6の文例を使って、general possibilityはit is possible forでパラフレーズされるからroot possibilityであるとし、specific possibilityはit is possible thatでフレーズされるからepistemic possibilityであると論じている。

4a Lightning can be very dangerous.

4b It is possible for lightning to be dangerous.

5a This picture can be a Chagall.

Johannesson 1976

5b It is possible that this picture is a Chagall.

6a This can be the answer, I think.

Close 1975

6b It is possible that this is the answer.

すなわち、4aのroot senseのcanは、sometimesの意であるからgeneral possibilityを表しており、5a・6aのepistemic senseのcanは、「今」という特定の時と密接に関わっているという意味でspecific possibilityを表していると説明している。肯定平叙文におけるcanの存在を論じている柏野（1993）の主張には賛成するが、general possibilityがroot possibilityであり、specific possibilityはepistemic possibilityであるという主張には疑問がある。なぜなら、先に示した2aのepistemic possibilityを示すcanは次の7のようにも解釈が可能であるからである。

7 Buying a sandwich at a convenience store is sometimes an adventure.

すなわち、epistemic possibilityを表すcanの用法が必ずしも柏野のいうspecific possibilityであるとは限

らないということである。さらに、柏野(1993)は、法助動詞 can と時制との関係を論じている。すなわち、root possibility は It is possible for で置き換えられることから timeless であることを主張し、epistemic possibility は It is possible that で置き換えられるから、命題節が present possibility・past possibility・future possibility という時制を示すと主張して、以下の関係を示している。

否定 疑問	GENERAL	It is possible for		
	SPECIFIC	It is possible that	FUTURE	OK
			PAST	OK
肯定 平叙	GENERAL	It is possible for		
	SPECIFIC	It is possible that	FUTURE	OK
			PAST	?

(柏野：1993より)

しかし、柏野の言う future possibility だけが肯定平叙文の認識的用法の can の特徴にはならない。次の8・9・10の例を参照しながら考えていきたい。

8 a He can still be there. (認識的/非認識的用法)

8 b It is possible that he is still there. (認識的用法)

8 c It is possible for him to still be there. (非認識的用法)

9 a He can't still be there. (認識的/非認識的用法)

9 b It isn't possible that he is still there. (認識的用法)

9 c It isn't possible for him to still be there. (非認識的用法)

10 a Can he still be there? (認識的/非認識的用法)

10 b Is it possible that he is still there? (認識的用法)

10 c Is it possible for him to still be there? (義務的/非認識的用法)

以上, Informants 1997

まず、8a は8bにも8cにもパラフレーズ可能である。8bは、たとえば、

John: Is Bruce in the library?

Tom: Well, it's seven o'clock. He can still be there.

のような状況の中で起こりうる会話である。また、8aが8bにも8cにもどちらにも解釈されても仕方のない状況で使われることもありうる。これは、Coates(1983)がいう may/might/be going to の「融合(merge)」の例と非常に似ている。融合とは、文脈の違いでどちらか一方に解釈されるのではなく、同じ文脈でもどちらにも解釈される場合のことを言う。

さらに、認識的用法の法助動詞は、“it modal be that-clause”-structure で書き換えられることもわかっている (澤田 1995, Bybee 1985)。次の 11a は、11b に書き換えることができる。

- 11 a. You must have thought about that. Coates 1983  
 b. It must be that you thought about that.
- 12 a. I may have put it there out of the way. Coates 1983  
 b. It may be that I put it there out of the way.

すなわち、法助動詞 can が “it modal be that-clause”-structure で書き換えられることは、その can が認識的用法であるということになる。次の例は、“it modal be that-clause”-structure で書き換えられる法助動詞 can の例である。

- 13a (=2a) Buying a sandwich at a convenience store can sometimes be an adventure.  
 13b *It can be that* buying a sandwich at a convenience store is sometimes an adventure.
- 14a This can be the answer.  
 14b *It can be that* this is the answer.
- 15a He can still be there.  
 15b *It can be that* he is still there.
- 16a This tombstone *can* still be there in your future.  
 16b *It can be that* this tombstone will still be there in your future.

以上の議論から、われわれは、肯定平叙文における認識的用法の can の存在を認めることができる。特に、16a の例は、映画 “Back to the Future III” の台詞から引用したものであるが、明らかに命題 “this-tombstone-still-be-there-in-your-future” の蓋然性の査定を行っている。

### 3 can と grammaticization

文法化 (grammaticization) は、can が肯定平叙文においても認識的用法を発達させていることを示す有力な仮説である。文法化 (grammaticization) とは、一般の語彙項目が文法形態素に発達する過程のことであり、Hopper, P.J. and Traugott E.C (1993) は、次のように定義している：

We define grammaticalization as the process whereby lexical items and constructions come in certain linguistic contexts to serve grammatical functions, and, once grammaticalized, continue to develop new grammatical functions. It is the process whereby the properties that distinguish sentences from vocabulary come into being diachronically or are organized synchronically.

Bybee and Pagliuca (1985) は「法助動詞の意味発達に関する入手可能な歴史的証拠は全てその発達が動作主指向的法性から認知的法性への一定方向の発達である」ことを示している。そして、中野(1993)が指摘するとおり「英語の法助動詞は、動的法性→(義務的法性)→認知的法性という方向にその意味を発達させてきた」ことは通時的な観点から判断して確かであると思う。また、中野(1993)はTraugott(1989)による、語の意味の変化の三つの傾向を次のように紹介している。

Tendency I : 外面的状況に基ずく意味を表すものから評価・知覚・認識といった人間の内面的な意味を表すものへの発達・

Tendency II : 外面的状況からくる要因や話者の内面的要因に基ずく意味を表すものから文脈的要素やメタ言語的要素に基ずく意味を表すものへの発達。

Tendency III : 意味は、命題に対する話者の信念や心的態度という話者の主観に基ずく意味へと発達していく

また、中野(1993)は、Traugottの指摘している三つの傾向の要因として指摘されている過程には、次のような過程があげられるとしている。

- 1) 一般化 (generalization)
- 2) メタファー的拡張 (metaphorical extension, metaphorization)
- 3) 語用論的強化 (pragmatic strengthening)

一般化とは、語彙項目が固有の特殊な意味内容を喪失し、より一般的な文脈で用い得るよう、より一般的抽象的な意味を持つようになることである。Bybee(1988:255)は、canの意味の一般化の過程を次のように述べている。

- (i) mental enabling conditions exist in the agent
  - (ii) enabling conditions exist in the agent
  - (iii) enabling conditions exist
- for the completion of the main predicate situation

すなわち、(i) 心的能力→(ii) 心的/肉体的能力→(iii) 命題指向的能力という一般化の過程である。同様に、Bybee(1988)は、mayの例による法助動詞の認知的用法の発達を次のように説明している。

- (i) physical enabling conditions exist in the agent
  - (ii) enabling conditions exist in the agent
  - (iii) enabling conditions exist
- for the completion of the main predicate situation

Bybee(1988)、中野(1993)が指摘するとおり、canの本来の意味は心的能力であり、mayの本来の意味は、

肉体的能力であった。すなわち、上記の過程で示すとおり、動作主指向的な能力の意味から命題指向的な根源的可能性への意味へと発達してきたのである。中野(1993)は、現代英語で can と may の用法に相違が生じたのは、Bybeeが指摘するように may の意味的变化(iii)以降に「命題の表す行為の実行から、命題の真実性へと変化」して、「客観的認識的法性」と「主観的認識的法性」との意味が出現してきたと考えられるとしている。このようにして、他の法助動詞も含めて、その意味を「一般化」や「主観化」に向かって発達してきたのである。こうした現象の中で、can だけが他の法助動詞に比べて、「主観的認識的法性」の発達が見られないと考えるのは極めて不自然である。当然の事ながら、can においても他の法助動詞と同じく文法化の中で主観化が起こってくると考える方が自然である。2章で、我々が見てきた肯定平叙文における can の認識的用法は、この文法化を裏付けていることになるし、文法化によって、将来、肯定平叙文における can の認識的用法の例がもっと豊富に出現してくると考えられる。

#### 4 canと法副詞の共起による認識化

can と法副詞が共起する場合も、can の認識的用法化を裏付けていると考えられる。

17 Maybe I can go there sometime.

Informants 1997

17をパラフレーズすると、18のような表現が考えられる。

18 a Maybe I'll have enough money to go there sometime.

b Maybe I can afford to go there sometime.

c Maybe I'll have time to go there sometime.

d Maybe I'll be free to go there sometime.

e Maybe I'll be allowed to go there sometime.

以上 Informants 1997

18a・18bは、主語の内在的能力であるから動的用法を意味し、18c・18d・18eは、外的条件によってその実行が可能であることから義務的用法を表すことになる。注目すべきは、maybeとの共起である。共起できるという事は、同じ法性の意味に衝突が起こらないということである。法性は、文の各構成要素から発動される複合統一体として表現されている。従って、法表現が共起する場合は、共起した法表現同士の法性は同質のものでなければならないことになる。17のcanには認識用法化への条件が整いつつあると考えられる。さらに、蓋然性査定の法副詞と共起するcanの例を見てみる。

19. Certainly this can be true.

20. Probably this can be true.

21. Maybe this can be true.

以上 Informants 1997

19・20・21の命題は、命題が真であるかどうか問われる「真理命題(中野 1993)」である。真理命題を査定しているcanは、認識的用法に他ならない。従って、ある一定の条件下では、Maybe this can be true = This might be trueとなり、22のようにパラフレーズされることになる。

22. It is possible that this is true.

Informants 1997

以上のように、canは、法副詞との共起からみても認識化していく傾向が観察されるし、肯定文であっても認知的用法が存在することになる。

### お わ り に

本論は、従来、存在しないとされていた肯定平叙文のcanの認知的用法の存在を証明した。第2章では it is possible thatと it can be thatにパラフレーズされる関係を用いてその存在を議論した。第3章では、文法化 (grammaticization) の観点からその存在の発達を論じた。他の法助動詞に発達してきている「主観化」が法助動詞 canにだけ発達してきていないような考え方にむしろ不自然さを感じるべきである。むしろ、今後、肯定平叙文のcanの認知的用法が市民権を得られるようになることが容易に予想される。第4章では、文副詞との共起性からくるcanの認知的用法の存在を調べた。同質の法性は、一つの発話の中では意味的衝突を起こすことはあり得ない。すなわち、一文に発動されている法性は複合統一体としてひとつの法性を形成しているからである。言い換えれば、認知的用法の法性を発動している文副詞と共起する法助動詞は認知的用法の法性を発動していることになる。この点からも、肯定平叙文におけるcanの認知的用法の存在を確認することができた。

### References & Bibliography

- Ando, S. (1986). Hojodoshi no imiron. *Eigo Seinen 131*, 504–7.
- Ando, S. (1988). *Eigo kyoshi no bunpou kenkyu*. Tokyo : Taishukan.
- Bybee, J. L. (1985). *Morphology : A study of the relation between meaning and form*. Amsterdam: John Benjamins.
- Bybee, J. L. (1988). Semantic substance versus contrast in the development of grammatical meaning. *Proceeding of the Fourteenth Berkeley Linguistic Society*, 247–279.
- Bybee, J. L. and Pagliuca, W. (1985) . Cross-linguistic comparisons and the development of grammatical meaning. In J. Fisiak (ed.), *Historical semantics and historical word formation* (pp. 59–84). The Hague : Mouton.
- Close, R. A. (1975). *A reference grammar for students of English*. London : Longman.
- Coates, J. (1983). *The semantics of the modal auxiliaries*. London : Croom Helm.
- Coates, J. (1995). The expression of root and epistemic possibility in English. In J. H. Greenberg et al. (Series Eds.) and J. Bybee. and S. Fleischman (Volume Eds.), *Typological studies in language : Vol. 32. Modality in grammar and discourse* (pp. 55–66). Amsterdam : John Benjamins.
- Coates, J. (1996). (Sawada, H., Trans.). *Eigo hojodoshi no imiron*. Tokyo : Kenkyusha. (Original work published 1983).
- Dixon, R. M. W. (1991). *A new approach to English grammar : On semantic principles*. Oxford : Clarendon Press.
- Fleishman, S. (1982). *The future in thought and language : Diachronic evidence from romance*.

- Cambridge : Cambridge University Press.
- Halliday, M. A. K. (1970). Functional diversity in language as seen from a consideration of modality and mood in English. *Foundation of Language* 6, 322–61.
- Hopper, P. J. and Traugott, E. C. (1993). *Grammaticalization*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Huddleston, R. D. (1976). Some theoretical issues in the description of the English verb. *Lingua* 40, 331-83.
- Johannesson, N. L. (1976). *The English modal auxiliaries : A stratificational account*. Stockholm : Almquist & Wiksell International.
- Kageyama, T. (1997). *Doshi imiron : Gengo to ninchi no setten*. Tokyo : Kuroshio.
- Kashino, K. (1993). *Imironkara mita goho*. Tokyo : Kenkyusha.
- Kennard, M. (1997, October 10). Convenience stores. *Mangajin*, 69, 12–15.
- Klinge, A. (1993). The English modal auxiliaries : From lexical semantics to utterance interpretation. *Journal of Linguistics*, 29, 315–357.
- Leech, G. N. (1971). *Meaning and the English verb*. London : Longman.
- Leech, G. N. and Coates, J. (1980). Semantic indeterminacy and modals. In S. Greenbaum, G. Leech, and J. Svartvik (Eds.), *Studies in English linguistics*, (pp. 79–90. London : Longman.
- Levin, B. and Hovav, M. R. (1992). Wiping the slate clean : A lexical semantic exploration. In B. Levin and S. Pinker (Eds.), *Lexical & conceptual semantics* (pp. 123–151). Cambridge, MA : Blackwell.
- Lyons, J. (1977). *Semantics*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Nakano, K. (1993). *Eigo hojodoshi no imiron*. Tokyo : Eichosha.
- Nakau, M. (1992). Huhun imiron no hoho. In Y. Anzai (Ed.), *Ninchi kagaku handbook* (pp. 334–346). Tokyo : Kyoritsu.
- Palmer, F. R. (1979a). *Modality and English modals*. London : Longman.
- Palmer, F. R. (1979b). Why auxiliaries are not main verbs, *Lingua* 47, 1–25.
- Palmer, F. R. (1986). *Mood and modality*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Palmer, F. R. (1990). *Modality and the English modals* (2nd ed.). London : Longman.
- Palmer, F. R. (1995). Negation and the modals of possibility and necessity. In J. H. Greenberg et al. (Series Eds.) and J. Bybee. and S. Fleischman (Volume Eds.), *Typological studies in language : Vol. 32. Modality in grammar and discourse* (pp. 453–72). Amsterdam : John Benjamins.
- Perkins, M. (1982). The core meanings of English modals. *Journal of Linguistics* 18, 245–73.
- Perkins, M. (1983). *Modal expression in English*. London : F. Pinter.
- Quirk, R., Greenbaum, S., Leech, G. and Svartvik, J. (1972). *A grammar of contemporary English*. London : Longman.
- Saeed, J. I. (1997). *Semantics*. Cambridge, MA : Blackwell.
- Sawada, H. (1995). *Shiten to shukansei : nichieigo hojodoshi no bunseki*. Tokyo : Hitsuji Shobo.
- Stephany, U. (1986). Modality. In P. Feltcher and M. Garman (Eds.), *Language acquisition* (2nd ed.) (pp. 375–400). Cambridge : Cambridge University Press.
- Sweetser, E. E. (1990). *From etymology to pragmatics : Metaphorical and cultural aspects of semantic*

*structure*. Cambridge : Cambridge University Press.

Tenny, C. (1994). *Aspectual roles and the syntax-semantics interface*. Dordrecht : Kluwer Academic.

Traugott, E. C. (1989). On the rise of epistemic meanings in English : An example of subjectification in semantic change. *Language* 65, 31-55.

Tregidgo, P. S. (1982). Must and may : demand and permission. *Lingua* 56, 75-92.